

令和7年度山元町保育所利用者負担額表（令和7年4月1日現在）

階層区分		定義（所得区分）		3 歳未満児		3 歳以上児
				利用者負担額（月額）		副食費（月額）
				保育 標準時間	保育 短時間	
第 1 階層	A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円
第 2 階層	B1	町民税非課税世帯		0 円	0 円	0 円
第 3 階層	B2	町民税均等割のみの世帯		5, 000 円 (0 円)	3, 000 円 (0 円)	0 円
第 4 階層	C1	町民税所得 割課税額	24, 300 円未満	7, 500 円 (2, 400 円)	5, 500 円 (1, 400 円)	0 円
第 5 階層	C2		48, 600 円未満	10, 000 円 (3, 600 円)	8, 000 円 (2, 700 円)	0 円
第 6 階層	D1		57, 700 円未満	13, 000 円 (3, 900 円)	11, 000 円 (3, 300 円)	0 円
			60, 000 円未満			4, 500 円 (0 円)
第 7 階層	D2		72, 000 円未満	16, 000 円 (4, 800 円)	14, 000 円 (4, 200 円)	4, 500 円 (0 円)
第 8 階層	D3		(77, 101 円未満)	19, 000 円 (5, 700 円)	17, 000 円 (5, 100 円)	4, 500 円 (0 円)
			84, 000 円未満	19, 000 円	17, 000 円	4, 500 円
第 9 階層	D4		97, 000 円未満	22, 000 円	20, 000 円	4, 500 円
第 10 階層	D5		133, 000 円未満	25, 000 円	23, 000 円	4, 500 円
第 11 階層	D6		169, 000 円未満	28, 000 円	26, 000 円	4, 500 円
第 12 階層	D7		221, 000 円未満	32, 000 円	30, 000 円	4, 500 円
第 13 階層	D8		301, 000 円未満	36, 000 円	34, 000 円	4, 500 円
第 14 階層	D9		397, 000 円未満	41, 000 円	39, 000 円	4, 500 円
第 15 階層	D10		397, 000 円以上	46, 000 円	44, 000 円	4, 500 円

※（ ）…ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯等における第1子の利用者負担額

【多子世帯における保育料軽減措置】

- 第3階層の世帯のうち、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料となります。
- 第4階層から第6階層までの世帯のうち、町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、保育所に入所する児童が第2子のときは利用者負担額基準額の半額、第3子以降のときは無料となります。
- 第6階層のうち町民税所得割課税額57,700円以上の世帯から第15階層までの世帯で、保育所、幼稚園又は認定子ども園等に入所している児童が2人以上いるときは、2人目から利用者負担額の半額、3人目以降については無料となります。

【ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯における保育料軽減措置】

- 第3階層から第8階層までの世帯うち、町民税所得割課税額が77,101円未満世帯でひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯等の場合、保育所に入所する児童が第1子のときは、利用者負担額基準額表の（ ）内の利用者負担額となり、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料となります。